

○地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項

令和2年3月25日

議会告示第1号

- 1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円（当該損害賠償に関し、保険金があるときは、当該保険金の額に100万円を加えた額）以下の範囲内で定めること。
- 2 市営住宅（コミュニティ住宅を含む。）の管理上必要な事項についての訴えの提起並びに裁判上の和解及び調停に関すること。
- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の5%の額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）以下の範囲内で変更すること。

附 則

- 1 この指定は、令和2年4月1日から効力を生ずる。
- 2 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項（平成17年4月12日議決）は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この指定の前に議会の議決を経た契約についても、第3項の規定を適用する。